

Title	阿波藩給知制の特質
Sub Title	Some characteristics of fiefs in Awa-Han (阿波藩)
Author	三木, 雄介(Miki, Yusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.221- 239
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0225">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0225</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 阿波藩給知制の特質

三 木 雄 介

幕藩制社会における地方知行制の研究は、個別藩制史の研究・軍役論などの盛行にともなって、かなりの業績があげられてきたものの、藩制史分野においては多くは形態的分類にとどまり、軍役論に関連しては幾多の問題点を提起しながら未解決のまま今日に至っているといえよう。

数多くの個別藩制史研究よりする地方知行論を総合してみると、確かにそこには地方知行より俸禄制乃至は名目的地方知行制への移行の方向が見て取れるが、それでもなお、地方知行制の消滅もしくは名目化をもって藩制確立の指標と見ることには飛躍があるといわねばならない。なぜなら外様大藩においてはむしろ江戸時代を通じての地方知行残存が一般的なのであり、その中にはかなりの経済発展を示した藩が多く含まれているからである。

阿波・淡路両国を領知し、阿波藍を中核として典型的な領国経済の成熟をなしたとげた阿波藩においても、地方知行制は一貫して存在し続け、給人の土地及び給知百姓支配もその特殊性を保持しながら消滅しなかった。小稿でこの阿波蜂須賀藩の地方知行制について一瞥を加えるのは、もとより地方知行制研究に劃期的な新分野を開拓しようという野心からでは

ないし、阿波藩のその全貌を明らかにしようという意図からでもない。佐々木潤之介氏の一連の軍役論を補強する峰岸賢太郎氏の論文「軍役と地方知行制」<sup>(1)</sup>、その細部について説得力のある精緻な補正を提供した金沢静枝氏の「阿波藩軍役算定法について」<sup>(2)</sup>、以上の両論文を批判した新見吉治氏の「軍役論について」<sup>(3)</sup>の三論文が提起した若干の問題に触発されて、阿波藩の地方知行制の特質に触れ得たら望外とするのみである。

二

阿波藩の知行状には「人付」があつて独特である。これは次のように記載される。

一 已上

為堪忍分麻植郡之内鴨島村高式百五拾八石九斗余人数五拾壹人内本百姓五人奉公人拾六人三拾人名子下人 那東郡之内中庄村高百四拾壹石余人数拾四人内本百姓貳人奉公人三人九人名子下人高都合四百石令扶助之条全可有所務之状如件

寛永四年三月廿一日

忠鎮 印

里村長九とのへ<sup>(4)</sup>

この場合ここに記載されている給知付百姓の性格が先ず問題にならう。給知において給人に年貢を納める百姓・奉公人・名子下人をすべて記載したものかどうかという疑問が当然現われるだろう。この知行状とともに給知水帳が渡されている筈だが管見には入らない。これより少し遅れた寛永拾壹年の荒木清右衛門宛の知行状は若干様式を異にする。それには村名と石高記載があるのみで、「人付別紙ニ有之」と書かれている。その別紙の人付は次の様に記されている。

「其方知行所人付之覚

一人数式拾壹人 高九拾八石三斗

那西郡 本庄村 之所

内壺人 本百姓(マ)

同式人 奉公人

同拾八人 右之名子下人間人子共

一人數七人 高五拾石六斗余 同郡 下大野村

之所

内壺人 本百姓

同壺人 奉公人

同五人 右之下人間人子共

右式口人數合式拾八人 但六拾ハ拾五歲迄之間

其方役定ニ入候人數如此也 (下略) 「

これで疑問はかなり氷解する。先ず第一に、この人数は六拾才より拾五才までのいわゆる夫負の人数である。第二に、この夫負の人数を以って役算定の基準となすということである。役とはいうまでもなく藩主に対する給人の役である。但しこの「人付之算」には役数の記載はない。そして付けられている人が果していわゆる給知百姓であるのか、より特殊な、給人の賦役に應ずる百姓であるのか明確ではない。そしてそれらについては、万治四年、和田喜右衛門に与えられた「知行高目録并役付」(6)が鍵を提供する。

「(前略)

一同四拾四石六斗四升六合 名西郡 下大野村

壺人 本百姓

人数四人 内壺人 間人

式人 奉公人

板東郡

一同貳拾八石五斗七升八合

広嶋村

一同六石壹斗六升

麻植郡

一同四拾四石八斗六升九合

上下嶋村

一同拾五石三斗六升五合

美馬郡

高合三百石

重清村

阿波分

那西郡

高合三百石

岡村

淡州三原郡櫟田村

一高貳百石

高都合五百石

人数合三拾四人

六拾歳ヨリ拾五歳迄役ニ入分

右定役拾貳人也仍如件 (下略)

九村の内、四村にのみ百姓が与えられていて、他の給知には百姓が全く記載されていない。高だけがあって百姓の記載がないということは、これらの百姓が給人に年貢を納入する百姓とは別個の存在であることを暗示する。また、付けられた夫負百姓三四人に対して役が二人であることが明らかになったが、この算定法はどうなるのだろうか。そしてこの定役はそのままこの給人の負担する軍役なのであるのか、またこれら夫負百姓の夫役がそのまま軍役を実現するのか、といった多くの疑問が新たに胚胎する。

だが定役の算定法については峰岸氏がまずこれを明らかにする史料<sup>(7)</sup>を発見し、金沢氏が他の史料<sup>(8)</sup>を見出して峰岸氏の解釈を訂正してこれを決定的なものに仕上げている。それによると、地方取りの定役は、基本的には年貢収納高と、知行付百姓数との両者を基盤にして極めて厳密に計算されている。蔵米知行を受けている者は、もちろん人付けがないので物成

高よりのみ割出される。また淡路に給知のある分は、淡路に百姓数が不足して基準通りの人付けができないので、蔵米取り同様、物成高よりのみ算定される。

また、この定役が軍役なのであるかという問題については、金沢氏は「軍役賦課の原則であって、これと戦時に動員する軍役とを混同してはならない」と注意を促しておられる。これに関連して普請役は定役・軍役と同義に考えてよいのかという疑問も生ずるであろう。天保八年に書かれ、「此書附秘密之筋ニ付令直封印置」と表書して事実封印されていた「御役定書附並与調書附」<sup>9)</sup>の中の、「御役指上様之控并勤方申伝之儀奉申上分」には次のように記されている。

「一御役之義御陣之砌并往古公義御普請御手伝被遊節御国中大場之土石御普請之節御家中人ニ而指上候

(中略)

一御役之儀根元御陣之砌御家中之者共人数之御元立之義ニ御座候故右御定之通一統御知行高物成を割出候 (下略)」  
また宝暦六年の、「御作法御成来り替并御家中とも以前ニ相違之品」と肩書きされている「草案 上」<sup>10)</sup>には、「御軍役割」と申候ハ御家老中ヲ始高取分其人々之御役高心シ差出候品并人数割左之通り、馬乗何騎自身共 甲何劔 (中略) 合何拾何人 或ハ内何人過上 (中略) 此外其格式并御役高ニ依而右之品ニ増減有之其数ニも増減有之同御役高ニ而も格ニ依而夫々差別有之 (中略) 寛永元子年正月大坂御城御普請御手伝忠英様江被仰付候砌物頭大勢被遣候其節中老御鉄炮頭ニハ惣物頭之組頭被仰付候旨申伝候」と述べ、両史料を勘案してみるならば、役高が先ず基本となって、その役人数に則った軍役が、馬乗何騎・鉄砲何挺というように決定され、またその役高が幕府の普請、又は国内の普請における藩主よりの賦課の基準になるのだということが、判明するだろう。

このようなものとしての家中の役に対して、藩が幕府に負う役はどのような関係にあるのだろうか。「自元和 至寛文 忠英様光隆様御直仕置之節御判物御書附」<sup>11)</sup>には

「御両国御役高定之事并猿楽料之事

一阿淡本高式拾五万六千九百四拾石八升三合御判物高式拾五万七千石と被成下

本役五千百四拾人 但百石ニ付式人役宛

右本役之積を以御陣御普請之刻御役差引之事

(下略)

となつてゐるが、表高二五万七千石に対する百石二人役で丁度本役五一四〇人が算出されているのだから、これが幕府に對する軍役数であると考えられてよいだろう。一方、家中の役高は、「家中知行高取名面」「分限帳」等より次の如く見出だされる。

享保三年 知行高取 人数五八〇 役四六〇五

寛延(推定) " " 六六七 " 四六一三

文化(推定) " " 六一五 " 四四七二

役数は給人自身が含まれていないのだから、高取人数と役数とを合計したものがそれぞれの年の、給人が藩に對して負う役数となる。即ち、享保三年には五一八五人となり、藩の本役五一四〇の人とほとんど符合する。だが、ここで注意しなければならぬ点は、藩には高取りの外に無足・無格と呼ばれる扶持米取り・支配米取りが多数存在していた事である。即ち大小姓・中小姓・日帳格・徒士・小奉行が無足であり、鉄砲・弓・槍・旗の足輕は無格なのであって、これらは当然藩の常備戦闘力である。またこの外に池田士・三名士・原士・郷士といわれる地付きの士分があつて、これもいづれも戦時には戦力を形成する。寛文十年の「御目付衆へ上る阿波淡路両国之事」<sup>(12)</sup>によれば、知行取四九九人、無足五八七人、無格二四六二人とされ、安政分限帳<sup>(13)</sup>によれば知行高取と無足(この両者を士分とする)で一九五一人、卒は約三千といわれ

る。とすれば藩の本役は、家中の役を以てせずともほとんど常備兵力でみたくことが可能といえる。しかし、本役はあくまでも幕府へ差出す基準数なのだから、藩は常にこれを上廻る軍役の準備が必要である。<sup>(14)</sup>「天保八酉年普請奉行指上、御軍役割写<sup>(15)</sup>」は、家老中老の軍役を明細に記載しているが、筆頭家老の稲田九郎兵衛の分は次の様に書かれている。

「御定役二百七拾四人 内七人四歩加子役 稲田九郎兵衛

一馬二十八騎下士共 一兜二十八劔

一旗十四本 一步指十四人

一鉄炮六十三挺 内十二挺 十刃種島 一弓十五張

一矢箱三荷 一槍七十五本 三十本下士持鐘共 四十五本長柄

一玉薬六荷 一馬取五十六人

外鉄炮取次四十二人杖突共

郷鉄炮之者四十二人小頭共

これを見ると、定役二七四人のうち、いわゆる職業武士であるべきものが大半であり、百姓陣夫役はこの外に当然必要である各種人足に限定されるだろう。ただ、阿波藩には、給知百姓の中に奉公人という特殊な身分の者があって（人付知行状参照）、これらが明らかに近世初期、人足あるいは足輕的存在として戦陣に臨んだものと思われる。後にこれら初期の戦陣奉公人は先規奉公人<sup>(16)</sup>と呼ばれ、一般百姓より一段格上の身分を与えられるにいたり、その頃にはただ「奉公人」というのは、給人の使役に任ずる給知百姓中の一定身分となる（後述）。それ故、戦陣の場合の給人の軍役は、先ず大身の場合には陪臣と先規奉公人とでみたしうるものであり、しかもこの奉公人はこの定役数以外の人足であった公算が大きい。また前述の稲田氏の軍役割には「鉄炮取次四十二人」と「郷鉄炮之者四十二人」が付け加えられている。取次というのは、藩



直属の鉄砲足輕を稲田氏が預かるという意味であり、このようなかたちで各高級家臣は藩直属の無足・無格を配属される。郷鉄砲の者とは鉄砲預かりの郷士で、これらはもともと、一旦戦陣の折、おのおの予め決められた大身の家臣に配属される。それ故、一種陪臣のごときつながりが彼らの間には存在するのである。稲田氏の場合は筆領家老であるので他の大身家臣及び一般高取士の例にはならないかも知れないが、維新後の記録によれば、明治三年分藩運動を起した時、「稲田家は午閏十月御所分ありて兵庫県の貫属となり、士族七百三十員卒二千有余員北海道開拓の命を蒙りて日高州静内に移さる<sup>(17)</sup>」といわれる。勿論この士卒二千七百以上がすべて稲田の家臣の筈はないから、藩配属の鉄砲足輕・郷鉄砲から、若干の奉公人まで含んでいるものと解すべきであろう。また稲田は淡路国須本(洲本)の城代家老であるから、淡路に采地のある阿波藩家臣も多く含まれている可能性がある。ふたたび「将卒役令」によると、「諸士軍役御役前より余りある時は鉄砲長柄弓之者に仕立指出すなり」とあり、また「家老は自分鉄砲其外足輕兼て有之故其内より出すなり中老以下は自分家来の内又は拝知百姓の内より仕立出すなり尤出立は上の足輕の通りにして御紋の具足陣笠胴服を着し出すなり<sup>(18)</sup>」とあり、家老はじめ一般の高取士までが平常それ程の陪臣を養っていたことは、やはりその経済的基礎に地方知行制を考えねばならないだろう。「拝知百姓の内より」出すには勿論のことである。阿波藩でもかなり早い時期<sup>(19)</sup>に加増と新知とは蔵米になつて行くが、その場合蔵米分は地方分にくらべてかなり低い軍役しか課されていない。例えば、「享保三戌年家中知行高取名面<sup>(21)</sup>」によると、蔵米知行二、〇〇〇石の賀島弥右衛門の役は二四・五人。地方二、五五九石の長江縫殿助は、役五六人と極めて差異が大きい。この差が即ち、百姓賦役を含む給知の経済的優位性なのである。

## 三

いわゆる「人付」された給知百姓を、阿波では頭入(かしらいり)百姓という。行論の便宜上、峰岸氏が使われた軍役

算定法の史料<sup>(22)</sup>を再録する。これは寛文三年のものである。

「 覚

一 御役改三年ならしと御座候得共、若右之内悪敷年御座候得は、四年之跡之請相改御役ニ入申候

一 納米拾七石五斗 壹人役

一 高百石ニ付百姓五人宛被下

一 残人拾人 壹人役

一 百姓無之知行ハ被下人物成を以指引仕候

一 御蔵米ニて御知行被下御役改高百石ニ付五人宛被下、但、米ニて引（下略）

第三項を峰岸氏は、百姓五人つつ給知に頭入りとして設定される、しかもその五人は実数ではなく、阿波では百姓夫役が一人二步役<sup>(23)</sup>なので、実際は二五人である、と考えられ、第四項の「残人」とあるのは「遣人」の誤写ではないかと推測し、一〇人について役一人（これは百姓夫役ではなく給人役）という計算基準になったのだと説明される。それに対して金沢氏は、第三項の「被下」というのは「引き下さる」の意味で、頭入百姓（夫負）のうちから五人は控除して、残る人数について一〇人一人役と解された。それは上記の寛文三年の史料を以てしても、第六項の蔵米知行の場合の「五人宛被下」というのは、もともと蔵米だから頭入百姓がないわけで、峰岸氏のように解釈すると、蔵米取りにも頭入百姓が付けられたことになり、事実と反するのである。峰岸氏はこの場合、第三項を全く違った意味にとられたわけであるが、氏の間われる百石について頭入百姓二五人宛給付ということ自体は、偶然正しかったのである<sup>(24)</sup>。

この頭入百姓がすべて役算定の基礎になるのかというと、前出の寛永拾壹年荒木清右衛門の「知行所人付之覚」にあるように、「六拾六拾五歳迄之間」の男子のみがいわゆる夫負として「役定ニ入」るのである。そしてこの頭入百姓はもと

より単なる数字的基準でなく、現実の給知にて耕作し、給人の知行田畠を名負いする百姓である。しかし、前述の如く、給知を名負・耕作するすべての百姓が頭入になるのではない事を理解しておかねばならぬ。また、この頭入百姓の中に、本百姓・奉公人・下人間人らが含まれていることもすでに触れた。そのうち、この寛永度の奉公人が先規奉公人となり、のちの奉公人一般とは別格のものとなることも既に述べた。

一旦戦陣の折、この寛永度の奉公人が主として給人軍役の一部及びその陣夫役をみたしたのであるが、他の身分、即ち本百姓・名子下人間人らは給人とどのような人身支配的な関係によって結ばれていたのだろうかという問題が生じる。峰岸・金沢両氏は「御当家諸士心得之巻」なる史料<sup>(25)</sup>を引用され、給人が有事の際、召連れるのは頭入百姓であり、そのため彼らの中のあるものは常時訓練を受けていたといわれる。勿論、史料の限りではそれに違いはないのだが、実際は給人は彼ら頭入百姓を無際限に恣意に召連れたり訓練をしたりできるわけではない。戦時を除いて、給人が彼らを使役することを駈出(しかりだし)というが、この駈出しにも内容的に区別がある。高橋啓氏の紹介された名西郡入田村の例<sup>(26)</sup>(万治元年)は興味深い。入田村農民はほとんど頭入であり、万治元年には、四人の給人によって、村高六五六石のうち四一・三石が知行されている。高橋氏は万治元年の棟付帳<sup>(27)</sup>より先規奉公人のみ二七人抽出し、その所持石高を記載し、奉公様式を、「日役」と「詰奉公」とに分類している。そしてその表によると明らかに詰奉公に有力農民が多く(平均石高一七・九石)、日役奉公に零細農が多い(平均一一石)。高橋氏はこれを評して、「このことは給人奉公の内容を示唆しているようであり、詰奉公をもって農民の自立的再生産の場とする峰岸氏の分析とは対照的である」と記されている。ただ高橋氏は先規奉公人の、それも壱家<sup>(28)</sup>のみを抽出されているので、そのまま峰岸氏の分類表<sup>(29)</sup>と比較対照することはできない。峰岸氏の万治元年名東郡井戸村の棟附帳よりする身分別構成によると、奉公は先規奉公人と駈出<sup>(30)</sup>奉公人(内一名は奉公人とのみ肩書きされている)とに分かれ、先規奉公人の過半数は日役であり、駈出奉公人は無高の者で詰奉公が多い。峰岸氏は、

日役は在村のまま給人への夫役に任ずるものであり、詰奉公は給人屋敷への文字通り詰奉公と解しておられる。高橋氏の分類が峰岸氏のそれと相反する外貌を呈したのは、有力農民の名子・下人らが詰奉公をしているという裏面が伏在していて、それが棟付帳に明瞭にあらわれていなかったからではあるまいか。ともあれ、両氏の提示された棟付帳よりの整理・分類によって、本百姓（老家百姓）は日役あるいは詰奉公をしないことが明らかになった。すると彼らは給人といかなる関係を有するのであろうか。

#### 四

頭入本百姓が給人の駆出使役を受けない存在であることが明らかであるとしても、それなら、同様に給知を耕作し給人に年貢を納入しながら頭入りでない百姓があるとすれば、この頭入百姓とは一体何であろうか。給人の軍役算定の数的基準に過ぎないにしては、給人の支配権が強く彼らの上のしかかり過ぎている。給人知行権をはかる指標としてよく土地領有権・裁判権・貢租徴収権・夫役徴収権の強弱や形態が問題とされるが、頭入百姓に対しては、夫役徴収以外は極めて強い桎梏となって彼らを圧迫する。給人は田畠の一筆毎に、その具体的領有権を所有する<sup>(31)</sup>。その領有権はまことに強力で、検地の竿入れもない。「御検地一卷」<sup>(32)</sup>に、「打直御検地有之村々古御検地帳には奥書加へ其村々に残置申候給知入組之村々は新御検地帳にも右古帳之年号相記御蔵入分此度遂御検地旨奥書加へ古新御帳共其村々に相渡之事」とあり、「延宝八年六月以来右ヶ条之通仕来候事」と傍書されている。元禄七年の「御蔵所勘定方林方御検見人元居書抜」<sup>(33)</sup>にも「村々惣御検地方節御蔵入給知一株之田地入交り境目知レ不申地面ハ惣様遂御検地、有余不足共御蔵・給知割符仕来申候、然共、庄屋・百姓件之境従先規如此二候と申出候へハ、境目不明候得共承届、給知分へは竿入不申候」とあって、何れも給知田畠の検地はしない事を傍証している。もちろん、その田畠の質入・売買は給人の裏判を必要とする<sup>(34)</sup>。これらの給知に対

して給人は、その高及び矩(石盛)を決定することはできないが、請(免)の決定は概して自由であったようである。<sup>(35)</sup> 嘉永二年においてさえ、「給知之儀請之上下給人百姓相对次第御成来に御座候」<sup>(36)</sup>とあるが、一方では延宝八年の法令には、「従先規御家中へ被下候御知行割之義、人柄ニより高下有之候得とも、向後不依誰三ツ七歩之割ニ可被仰付御意候」とあり、<sup>(37)</sup> 明和五年には、<sup>(38)</sup>

「(前略)

一高百石 御地方御作法之通請納升

三ツ七歩ニして

物成四拾四石四斗京升(下略)」

とあるので、給知之請は延宝八年から一律に三ツ七分(納升)に定めたとする説もある。<sup>(39)</sup> だがこの二史料のみに限っていえば、これは若干の疑問を含んでいる。特に前者は知行割についていっているものであり、いわゆる「ならし高」を示唆している。即ち、物成実績によって三ツ七分になるように知行割りをせよと指示しているのであって、以後の免を三ツ七歩に規制しているものではない。後者は、その知行割基準である三ツ七歩を一応藩の標準として取上げただけであって、これも三ツ七歩を強制するものではない。享保十六年の高百九拾石の給人、高木浅六の知行割所付によれば、<sup>(40)</sup> 阿波国にある給知は三ヶ村散り懸りであるがすべて三ツ七歩であり、淡路国にある三ヶ村所在の給知については、三ツ七歩・三ツ五歩・四ツ成と区々であり、淡路分の平均三ツ六分八厘四毛、全体の平均三ツ六分九厘二毛となっている。また三名士(地付士)の一人と推定される藤川只之助の享保八年の物成は、高式百石に対して五拾六石、京升にして式ツ八歩である。<sup>(41)</sup> これらを見た限りでは、給知の物成はかなり低率のように見えるし、前述のように給知には打直し検地がないとすれば、頭入百姓の余剰は他に比較して高いものと考えられようが、一般的に頭入りは忌避すべきものであったようである。宝永五年、上知の

ため蔵入りになった先規奉公人が、知行割によって再度頭入りになることを忌避しているし、安永七年には冥加銀百貫をもって頭入りから抜出すことを願う者まで現われる。年代不詳ながら、「御年貢欠米に付願上覚写」と題する史料には、「御拝知斗人迷惑に相成不申候様被為仰付被下候得者難有仕合奉存候」と給知の不利を訴えている。岸本実氏は、給知物成帳<sup>(45)</sup>などを使用して給知の方が蔵入地より高率年貢であったことを指摘し、給知の離村現象が蔵入地におけるそれよりも高率であることを明らかにされた<sup>(46)</sup>。給知の離村率の高さは、もちろん年貢・賦役をはじめとする給人支配の苛酷さに起因するわけであるが、その源泉は藩の給人に対する徴収の苛酷さにあるといわねばならない。上級領主権は、給人の下級領主権に対して、打直検地の竿を入れなかったり、貢租徴収を任意にしたりして一見極めて寛容である。奉公人駈出しのごとき人身支配<sup>(47)</sup>労働地代の任意徴収をも容認している。だが、阿波藩の給人搾取は熾烈であるといつて過言ではない。定役の事はさて置いても、いわゆる借知は慶安元年の三步召上を初見として、元文元年に至っては四ヶ年間の半所務<sup>(48)</sup>、明和九年より安永三年まで半所務<sup>(49)</sup>、安永四年から七年までは実に六歩召上と一層苛烈を極め、以後も天明寛政期と、弘化期から幕末にかけて半所務乃至は三步懸りが連年の如く続くのである。藩財政の窮乏は安易に借知によって対処され、給人はこれを給知における誅求と先納とによって切抜けようとする。一回の半所務召上によって藩は銀二八〇〇貫<sup>(50)</sup>を得るのであり、それに反して当然給人と頭入百姓・奉公人は疲弊せざるを得ない。要するに阿波藩の地方知行存続政策は、藩財政窮乏を転稼するための給知培養策といわねばならない。

## 五

領主の給人に対する借知圧力が頭入百姓らに転稼され吸収されるとしたら、同様、給人に対する定役（戦時には軍役となる）の圧力は、狩出奉公人によって吸収される。だが、戦時以外にはどのような役があり得たであろうか。給人より領

主に出す役は、早くから銀納化する。寛永十八年の「森甚五兵衛役定之覚」<sup>(51)</sup>が役銀化の初見であろう。

「 覚

一 森甚五兵衛御役前本役三拾三人外二七人之増役相加都合四拾人之御役前ニして毎年銀子請ニ仕度旨被申上其旨ニ被仰付候事

一 公義御普請之刻ハ不及申御用意御普請共ニ舟役ニ而も陸役ニ而も本役三拾三人役を以惣御家中并ニ被相勤答ニ被仰付候事

一 御家中惣御役儀縦銀子請か又は御国之御用ニ本役被召仕候とも其節者右七人之増役を以四拾人分御役銀式拾五匁懸りとも忝人役ニ付而百目宛被指上答ニ御坐候事(下略)」

森甚五兵衛は水軍の将であるから、加子役が本義である。正保四年の「覚」<sup>(52)</sup>は、彼のみが役銀納を願出した理由を幾何かうかがわせる。

「(前略)

一 其方本役三拾三人にて候然処ニ御家中同前ニ陸之御普請被仕義迷惑ニ候間本役之外ニ七人之増役可仕候条陸之御普請御赦免候様ニと先年御訴訟被申上(下略)」

この二史料より見ると、森甚五兵衛は公義御普請か御用意御普請(要害普請であろう)以外は陸役を免除されることを、増役分を含めての銀子請を代償として願出て許可されたのである。そしてまだ銀子請は一般化してはいないものの、「御家中惣御役儀縦銀子請」とあるように時として銀子請は行なわれていたのであり、それ故「役銀式拾五匁懸りとも忝人役ニ付而百目」という基準も存在していたのである。この忝人役百目という役銀基準を峰岸氏は「御役指上様之控并勤方申伝之義奉申上分」<sup>(53)</sup>という史料を使って、「一人役の一七・五石に二割の延を加えて米二一石〓銀一貫を一人役とし、

それの一〇分の一の百目を役銀として賦課されたのである」と説明されたが、この史料は天保頃のものなので、後世の推測に過ぎない危険がある。前掲の史料に、「式拾五匁懸りとも」とあるのが、二五匁懸りを含めて一〇〇匁と解すれば、役銀基準は二五匁懸りと他の基準とに分化している筈である。承応二年の「御普請奉行元居書拔」<sup>(54)</sup>には、「家中役義相勤面々國中にて用所於申附ハ、七拾五匁懸十二ヶ月ニ割符指引可仕、附、百目懸赦免之者は百目懸ヲ右同前割符可有之事」とあり、また「家中役義相勤面々、或江戸供、或在番罷越者、前年之役銀七拾五匁懸之半役式拾五匁式口六拾式匁五分懸可赦免之、然上は、百目懸十二ヶ月ニ割符、爰元罷立罷帰迄往来之月数程役銀引可遣之」とある。これを以て見れば、役銀には二五匁懸りと七五匁懸の二種類があり、総合して百目懸りと呼んだのではないだろうか。金沢氏が引用された「阿波藩旧伝貫積」の中に、「壹人役百目懸り、内式拾五匁歩角五十丁代」とあるのや、「百目懸り、五十目八人、式十五匁鋤代、式十五匁歩角五十丁代」と記されているのは、二五匁懸りの成立を示しているのではなからうか。新見吉治氏はこの「百目がかり」をもって、「拜知百姓の負担として、給人に給与された役であり、これが、給人の手に夫役代銀として納められるべきものであるが、納米二一石につき一人役として給人から上納せねばならぬ平時の軍役（普請役）であったのであると思う」<sup>(55)</sup>といわれているが、妥当な見解であると思われる。「御普請奉行元居書拔」承応二年の法令に、「御鉄炮之者御役ニ出申員数（略）能々令吟味、役人可被相渡候事」とあり、寛政二年の法令には、「御普請方之儀往古より宝永年中迄ハ専御鉄炮之者共被召仕候、（略）延享元年御城御堀下石垣御修補被召仕候以後、右之者共一向御普請方ニ不被召仕相止ミ居申候」とあるように、初期には藩は領主直属の常備兵力である鉄砲卒のごとき足輕を普請に使い、給人の納入する役銀は藩庫に収納した。勿論、公義普請には足輕だけでは不足であるし、現地での傭夫とか各種資財の購入とかに支出しなければならぬ。寛永初年の「大坂御普請之御帳」<sup>(56)</sup>には、石・栗石・日用（傭夫）のための支出が記載され、日用銀のごときは「万日用銀米屋弥右衛門方へ相渡ル分」として、総金額が、「惣御役高四百式万四千七百七拾八石七斗



五升」に割符され、阿波藩分として二五万七千石分が指定されている。「惣御役高」というのは、手伝大名の総石高であろう。

このように、給人が公義普請などに奉公人を連れて行く例は案外早く消滅するようだが、その外の奉公人の奉公にはどのようなものがあるだろうか。天和三年の「郡方元居書<sup>59</sup>拔」に、「諸士京・大坂・江戸へ相詰候節、面々拝知より人足依召連候百姓夫役銀、御小姓並京・大坂御留守居ハ本役、其外ハ半役引被下候、此後一統ニ夫役銀被召上、給人共ニハ人足造用銀可被下事」とあるように、三都へ人足として百姓を召連れることがあった。この百姓は頭入百姓の二三男とか名子・下人らであったものと思われ、先規奉公人は含まれない。勿論、先規奉行人も給人に召連られる事はあろうが、彼らは本末ともに夫役免除<sup>60</sup>であるから、この法令の主旨からいって文中には含まれないのである。ところで、前掲の天和三年の法令中、給人が、召連れて行った百姓の夫役銀を免除されていた点に注目したい。これは頭入百姓といえども夫役銀については御蔵百姓と同様に負担し、その夫役銀が給人を通して藩に上納されるものであることが、ここで理解されるからである。正徳元年の「郡方元居書<sup>61</sup>拔」に、「御蔵百姓より給人百姓ニ罷成候共、夫役其外村役不相替事候——」とある通り、頭入百姓も御蔵百姓同様夫役・村役を負担するとしたら、給人に納入する夫役銀は夫役銀と二重になるのだろうか。成立年代不詳の「拝地手引草<sup>62</sup>」なる給知諸手引書には、「夫役之義給知に限有之品に而給人用事に付時々屋敷へ罷出を相厭ひ百姓一軒より銀子何程指出可申と相定候根元之趣に候」とあるので、やはり夫役銀と夫役とは違うものであり、頭入百姓は双方とも負担するものと考えられる。先規奉公人は前述のごとく無役だが、百姓筋の奉公人は夫役は免除されず<sup>63</sup>、夫銀と小役のみ免除<sup>64</sup>されたのである。それとても、屋敷詰奉公のみ小役を引かれたので、日役は小役免除も受けられない。頭入奉公人の奉公内容については、詰奉公・日役の字義通りのものを中心として、他にもこまかいものがあるだろうが、すべて省略に従い、小稿を閉じることとする。

註

- (1) 歴史評論 一三四号 所収。
- (2) 日本歴史 一九三号 所収。
- (3) 日本歴史 一九九号 所収。
- (4) 史料編纂所 所蔵、中沢文書。
- (5) 文部省史料館 所蔵、峰須賀文書。
- (6) 同右。
- (7) 「藩法集3 徳島藩」二二二頁。「御普請奉行元居書拔」。  
「御家中御役改之御定勤方之申伝等書記奉指上覚」蜂須賀文書。
- (8) 御家中御役付并阿波旧伝貫積其他書留」  
「御役割并御軍役割別帳引合書」  
「高木浅六被下御役行割」  
「御役改帳目録共、享保二十六年」以上峰須賀文書。  
金沢氏は、軍役算定基準が米十七石五斗一人役、百姓一〇一人役とされている理由を考究することが今後の問題であるとされているが、新見吉治氏は、幕府の禄制が蔵米一俵を現米三斗五升と定め、地方知行取りの高一石と均等視していることから、現米十七石五斗は知行高五十石・五十俵の納米にあたりとされ、基準がこうした十分の最低禄に類例を求めて然るべきではなかるうかといわれる。私は、百石の物成を三五石とし、百姓夫役五人で一人役であることから、この両者を半分づつにし、年貢高と百姓数との関数を作ったものと考える。「地方凡例録」によっても「高百石に付米三斗五升入百俵の当りにて、米三拾五石免にて、三ツ五分に当る」とあり、「高百石の村三ツ五分の物成を納る時、三拾五石の米を以て武家百石の軍役を勤ると古今之通法也」とある。
- (9) 蜂須賀文書。
- (10) 同右。
- (11) 同右。「阿波国徴古雜抄」には次の如き蜂須賀蓬庵の文書が収載されている。五六二頁。宝永二年。  
「急度申聞候仍阿波守家中御普請役之義為自分千冬役を何時も可相勤候為家中式千人之役義慥ニ可被相勤候(後略)」  
ママ人または之カ
- (12) 「御大典記念阿波藩民政資料」五九頁。
- (13) 沖野舜二「概説阿波史」
- (14) 山口啓二「藩体制の成立」(岩波講座 日本歴史 近世2) 参照。
- (15) 蜂須賀文書。
- (16) 「御大典記念阿波藩民政資料」上巻所収「将卒役令」中「村役新役」の項には次のように説明している。「村役新役と云は先規奉公人又は庄屋の嫡子二男等也御陣の時召出し御供被仰付なり(中略)此者相勤る役儀、足輕討死の節手代り、御旗の者不足加り、太鼓、青貝御長柄持但座備にては御歩行の面々へ相渡し跡へくるなり、小屋掛手伝、道具持運船上持共(後略)」
- (17) 「阿波国最近文明史料」八二頁。
- (18) 註16の「将卒役令」中「役之者」の項所載。
- (19) 金沢静枝氏は、正保四年・慶安四年の「御家中知行高役高

之帳」には蔵米取りの給人はなく、承応四年の「阿波淡路侍知行高并役高之帳」には蔵米取り五人の記載があるとされている。前掲金沢氏論文四〇頁。

(20) 前掲金沢氏論文参照。地方取りの役人数のきめ方が、物成と給知夫負百姓数を基準にしているのに対して、蔵米取りは、物成のみが基準になっているし、その免は高に対して一定であるから、蔵米取りの役人数は高に応じて整一である。

(21) 蜂須賀文書。

(22) 註7の二史料のうち前者。

(23) 蜂須賀文書「忠英様光隆様直仕置御判物御書付」の中、明暦三年十月三日の書付。「本百姓間人名子下人頭吾人ニ付式歩宛ニ相定事」

(24) 金沢氏引用の「阿波旧伝貫積」に、「拜知人数高百石に式十五人宛」とあるし、「藩法集3」五五〇頁にも同様記されている。

(28) 蜂須賀文書。

(28) 高橋啓「徳島藩制成立期の村落構造」徳島市立高等学校研究紀要創刊号 所収。

(27) 阿波藩特有の夫役合帳で、後には人別帳の機能も兼ねる。

(28) 初朝本百姓・役家。

(29) 峰岸氏前掲論文所載。

(30) 「駆出」が正しいが、史料の大部分には、「駆出」又は「狩出」となっている。

(31) 三木文庫所蔵「寛永十四年検地地払帳」。同「安政五年御検地小高取諸事控帳」中の「御給人様方へ奉指上候御水帳八冊左ニ相記申候」という項目には、次のように記されている。

「慶長七年御帳 地株合五十三株  
同十八年御帳 田数合拾町六畝拾四歩  
森甚五兵衛様 七厘式毛  
高合百石

以下同様に各給人の水帳の概要が列挙されている。

(32) 「御大典記念阿波藩民政資料」九八九頁。

(33) 「藩法集3 徳島藩」五三六頁。

(34) 同右。一二頁。寛文一二年の法令。

(35) 「御大典記念阿波藩民政資料」所収「拜知手引草」。

(36) 同右。九八七頁。「土地検見に付相談株書写」嘉永二年。

(37) 「藩法集3」五二九頁。

(37) 同右、五六七頁。

(39) 金沢氏前掲論文。但し、「しかし、給人の水帳を見ると給地毎に請が異っているものもあるので、この点再考しなければならぬ」と付加えておられる。

(40) 蜂須賀文書。金沢氏が軍役算定基準の例証に引用されている。

(41) 三好郡志 一五四頁。「藤川只之助拜知高物成帳」

(42) 徳島県史料 第二巻 六二九頁。

(43) 蜂須賀文書「池田浪江上書(仮題)」のうちに「三好郡足

代村御銀主秋田源次郎願之通給人頭入御拔出被仰付冥加銀百貫之内先達而指上申候三拾貫目云云」とある。

(44) 「御大典記念阿波藩民政資料」一二八一頁。

(45) 「後藤庄助建議書」 「文化三年名東郡中地方物成調子帳」

「享和四年那賀郡中御蔵給知反高物成帳」明治五年名西郡入田村御蔵上知反高物成御請帳」。これらの史料によっても免はまちまちであり、給知の免は蔵入に対して約二割高である。

(46) 岸本実「阿波における農民離村現象」徳島大学学芸紀要第九・一〇号所載。

(47) 徳島県史料第一巻「阿淡年表秘録」慶安元年の項に、「今年より三ヶ年之間御家中三歩懸被召上旨申伝」とある。

(48) 「藩法集3」二二九頁。

(49) 「蜂須賀家記」。

(50) 蜂須賀文書「天明八年江戸京大坂御国御借銀御納入大綱」。

(51) 蜂須賀文書。

(52) 同右

(53) 同右

(54) 「藩法集3」二二七頁。

(55) 新見吉治氏前掲論文。

(56) 「藩法集3」二一九頁。

(57) 同右 二二六頁。安沢秀一「寛政期徳島藩における地方支配改革の特質について」地方史研究二八卷二号所収。

(58) 蜂須賀文書。

(59) 「藩法集3」七九八頁。

(60) 「阿波藩民政資料」一六五頁。

(61) 「藩法集3」八二九頁。

(62) 「御大典記念阿波藩民政資料」一〇九七頁。

(63) 「藩法集3」七八九頁「郡方元居書拔」寛文五年六月二三日の法令。「在々より狩出奉公人夫役引申間敷事」。但し、註23の書付には次のようになっている。

「百姓筋之者給人奉公人ニ仕置候者之儀其身壹夫迄天役御赦免被成親子兄弟より百姓役可相勤候附り相詰奉公仕者右同前之事」

(64) 「藩法集3」七九七頁「郡方元居書拔」天和三年四月七日。

「村々駈出奉公人給人屋敷ニ相詰奉公仕内は有来通小役引可被申候、縦給人方地扶持地高遣之用事雖申付候、在所ニ罷在者ハ小役可被申付候」